

三重県公報

令和4年11月1日 (火)

第 359 号

毎週火・金曜日発行

		目	<u></u> 次			
(番号)	(題	名)		(担当)	(頁)
	公 安 委 規 則					
4	委託を受けて確認事務を行 部を改正する規則	おうとする法人の登録等	その手続に関する規則の一	(公安	委員会)	2
	告示					
718	大規模小売店舗立地法の規	定による大規模小売店舗	前の変更の届出	(中小企業 ス産業振	業・サービ (興課)	10
719	同件			(同)	10
720	同件			(同)	11
721	同件			(同)	12
722	同件			(同)	13
723	大規模小売店舗立地法の規	定による意見の概要		(同)	14
724	同件			(同)	14
725	同件			(同)	14
726	同件			(同)	14
727	同件			(同)	15
728	同件			(同)	15
	公告					
	公共測量を実施する旨の通	知		(公共	用地課)	16
	同件			(同)	16
	同件			(同)	16
	開発行為に関する工事の完	了		(建築	開発課)	16
	特定調達公告					
	落札者を決定した旨			(防災	砂防課)	17
	同件			(子ども、 療センタ	心身発達医 'ー)	17

公安委規則

ます。委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布し

令和四年十一月一日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第四号

七号)の一部を炊のように改正する。委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則(平成十七年三重県公安委員会規則第委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

(規格A4)

様式第2号 (第2条関係)

shape 生年月日 全 任	法人名称	(ふり) (ふり) (みり) (みり) (みり) (みり) (みり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (お					
所在地 日 日 日							
#	所在地	_					
		年					

3

様式第3号(第2条関係)

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを 誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算 して2年を経過しない法人
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社 員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められ る者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算し て2年を経過しない者
- (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる 罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の 規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、 当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第5条関係)

(表)

*	受	理	年	月	日	年	月	日
*	受	理		番	号			
*	修丁	1証明	書交	付年	月日	年	月	日
*	修	了証	明	書番	号			

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

三重県公安委員会 様

(申込者の氏名)

	本	籍											
			₹		_	-							都道府県
	住	所											
申			電	話	()	_	-				(自宅・携帯)
	(ふり	がな)								性			
込	氏	名									男・女		
		41								別			写 真
者	生年	月日					年		月		日生		(縦3.0cm×
	勤務分	もその											横2.4cm)
	他の過	車絡先	電	話	()	_	-				
	受 講	希望											
	年月	月日											
	 	講 年月	нΙ			年	月	日から					
実		u, ⊥\1	⁻			年	月	日まで					
	(修)	了考查))	(年	月	日)	**	修	了考査の結	果	合・否
施	※ 受	講場	所										

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

※受講番号

2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(規格A4)

(裏)

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項 第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けること ができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を 経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規 定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該 命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない 者

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号(第7条関係)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪 のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない 者

三重県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第718号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 久居インターガーデン (Bブロック) 津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目 28番1号	醍醐 茂夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	町野 雅俊

3 変更年月日

令和4年8月31日

4 変更理由

小売業者の退店があったため。

5 届出の日

令和4年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 719 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規

模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ郷津店

松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

住 所	代表者の氏名
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	神尾 啓治

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

小売業者の代表者の氏名の変更があったため。

5 届出の日

令和4年10月6日

- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 720 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - バロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	田代 正美
(** = \(\dagger\)		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	森 克幸

3 変更年月日

令和4年6月30日

4 変更理由

小売業者の代表者の氏名の変更があったため。

5 届出の日

令和4年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 721 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桑名サンシパーク (Bゾーン)

桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地ほか 53 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号	山本 太郎
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市小野崎 294 番地 1	村瀬 信行

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一

株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目1番13号	山本 太郎	
REXT株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	塩田 徹	

3 変更年月日

令和4年6月1日

4 変更理由

小売業者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があったため。

5 届出の日

令和4年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 722 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番ほか 12 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18番2号	伊藤 光博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	伊藤 光博

3 変更年月日

令和3年10月1日

4 変更理由

大規模小売店舗設置者の氏名又は名称の変更があったため。

5 届出の日

令和4年10月6日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 723 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール津南

津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆

2 津市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から同年12月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 724 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野801番地ほか61筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から同年12月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 725 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リードタウン名張

名張市夏見字下川原 249 ほか

2 名張市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年11月1日から同年12月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 726 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ桔梗が丘東店 名張市桔梗が丘7番町3街区1813-8
- 2 名張市から聴取した意見 意見無し
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間 令和4年11月1日から同年12月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 727 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ名張店 名張市蔵持町原出 1744 番ほか 21 筆
- 2 名張市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間 令和4年11月1日から同年12月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 728 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プラザ 21 Aゾーン 志摩市阿児町鵜方 4900 番地ほか 18 筆
- 2 志摩市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間 令和4年11月1日から同年12月1日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

令和4年10月3日から同年11月30日まで

3 作業地域

松阪市高須町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年11月4日から同年12月20日まで

3 作業地域

亀山市菅内町及び同市阿野田町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年10月24日から令和5年1月16日まで

3 作業地域

多気郡大台町南

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名	
令和 4 年 10 月 19 日	伊勢市旭町字長広 54-7 ほか 1 筆ほか及び字山添 83-2 ほか 30 筆ほか	伊勢市曽祢 2 丁目 11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中 村 博 光	
令和 4 年 10 月 20 日	員弁郡東員町大字中上字柳ケ坪 501-3 ほか 1 筆	員弁郡東員町大字山田 2572-1 LASQ A partment203 早 川 卓 磨 員弁郡東員町大字山田 2572-1 LASQ A partment203 早 川 恵 里	

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特 定 役 務 の 名 称 三重県土砂災害情報提供システム再構築・運用保守業務委託

2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部防災砂防課

3 落札者決定日 令和4年9月28日

4 落 札 者 名古屋市中区錦1丁目4番25号

中電技術コンサルタント株式会社 中部事務所 所長 清水 光男

5 落 札 金 額 入札価格 72,650,000 円

契約金額 79,915,000 円

6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札

7 入 札 公 告 日 令和4年8月9日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和4年11月1日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称 三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託

2 担 当 部 局 三重県津市大里窪田町 340 番 5

三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課

3 落札者決定日 令和4年9月20日

4 落 札 者 三重県津市桜橋2丁目177番地3

株式会社ミエデンシステムソリューション 代表取締役 平岡 光一

5 落 札 金 額 入札価格 335,000,000 円

契約金額 368,500,000 円

6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札

7 入札公告日 令和4年7月29日

8 そ の 他 契約に当たっては、議会の議決を要しますが、現時点で議決は得られていません。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/